

平成30年度

さいたま市立芝原小学校 いじめ防止基本方針



平成30年 9月

さいたま市立芝原小学校

一、さいたま市立芝原小学校いじめ防止基本方針

一、いじめ防止対策委員会実施要綱

平成30年度 さいたま市立芝原小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

学校教育目標『明るく さわやかな子』の実現のため、「あいさつ・ありがとう・思いやり・外遊び・考えて行動すること」を重点に教育活動を行っている。本校の児童は、校庭や公園で元気よく遊び、無邪気で素直な子どもたちである。一方で、楽しくなると周りが見えなくなり、危険なこと・いけないことなど、認識できなくなってしまうことがある。また、「心と生活のアンケート」より、自己肯定感が低い児童が多いことが明らかとなった。

このことを踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、学校・児童・家庭・地域が共通認識をし、本校の全児童が、楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立芝原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは、しない・させない・許さない」という姿勢で取り組みます。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 学校の特定の職員が情報を抱えず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 児童と児童、児童と教職員、教職員と保護者の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 5 学校と家庭で、児童一人ひとりを認める声かけをします。
- 6 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 7 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 8 いじめる児童に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するために心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいい、学校の内外は問わない。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを、いじめ対策委員会にて適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消については、少なくとも次の2点が満たされているものとする。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヵ月間継続していること
- ②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。それは、被害児童及び、その保護者に対して、面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任及び生徒指導部員、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA 会長及び副会長、スクールサポートネットワーク推進協議会会長、学校評議員、自治会長、青少年育成団体代表、民生・主任児童委員代表、チャレンジスクール実行委員長、警察関係者
※必要に応じて、その他の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会：1 学期（構成員全員が集まり、前年度の課題・今年度の方針を確認する。）
2 学期（スクールサポートネットワーク会議…現状の共通理解を図る。）
3 学期（学校評議員会…今年度の取り組みの反省を行う。）
 - イ 生徒指導委員会：毎月末に開催
 - ウ 臨時部会（生徒指導緊急対策チーム）：必要に応じて開催
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報提供と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応
 - ケ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

2 にこにこいっばい芝原隊（仮）

- (1) 目的：自分達で居心地のよい学校づくりに向けて考え、いじめ問題について、いじめの防止やいじめを許さない集団づくりにつながる取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員会（4～6年生の各学級代表委員、各委員会委員長、各クラブ部長）
- (3) 開催：4月～3月
- (4) 内容
 - ア 居心地のよい学校づくりに向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を全校に知らせる。
 - ウ 決まった取組を全校児童で推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体

「いじめをしない、ゆるさない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、思いやりの心をはぐくむ学習の充実に努め、さらによりよい人間関係を築けるようにする。

(2) 道徳の時間

- 人権週間（12月）に人権にかかわる内容を取り上げて指導する。
- 授業参観などで道徳の授業を保護者や地域に公開し、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。（年間1回は、保護者に公開する）

2 異年齢集団による交流の取組

- 学年1～2人で構成する異年齢集団（なかよしグループ）で多様な学年との交流を通して、集団の一員としての自覚を高めることをねらいとしている。
- 全教職員で指導をすることで、6年生が中心となって学校をよりよい学校にしていこうとする気持ちを育てる。
- 毎月1回程度、6年生が中心となり、なかよしグループで交流する。児童集会においても、なかよしグループによる活動を積極的に取り入れる。

3 「いのちの支え合い」を学ぶ授業

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：5年生 4・5月 「悩みと上手につき合おう」
6年生 4・5月 「友だちのよい相談相手になろう」

4 「いじめ撲滅強化月間」（6月）の取組

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、居心地のよい学校を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

5 「人間関係プログラム」

(1) 「人間関係プログラム」の授業

- 「相手が元気のでる話の聴き方・相手が元気のでない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、会話において必要となる基本的な技術の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- 「相手とトラブルなく円滑に自分の意志を伝える方法」等のロールプレイを繰り返し行うこ

とにより、コミュニケーションに関する技術の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「心と生活のアンケート」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

○面談結果から、必要な児童には面談を行い、記録を取ることで継続的な見守りを行う。

6 「携帯・インターネット安全教室」(5・6年)

○安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○学校公開日に実施することで、保護者にも広くメディアリテラシーについて認知してもらい、学校・家庭で共通した指導ができるようにする。

7 学級活動(2)「わたしのたん生」、生活科「あしたへジャンプ」(2年)

○赤ちゃん人形を実際に抱いたり、自分が生まれたときの親の心情を知ったりすることで、自分が親から愛情を受けて育った大事な命だということを実感させ、自他の生命を大切にできる児童の育成をねらいとし、いじめのない集団づくりに努める。

8 家庭との連携

○学校は、家庭への連絡を密にとり、「いじめはしない・させない・許さない」という共通認識をもって、学校教育を推進していくことを理解できるようにする。

○家庭は、学校だよりやPTA広報誌による呼びかけを受け、学校・地域とともに「いじめはしない・させない・許さない」という意識をもち、友だちのことを思いやる気持ちをもつことが大切であることを、折に触れて子どもに話す。

9 地域の見守り

○地域は、学校だよりやPTA広報誌による呼びかけを受け、学校・家庭とともに「いじめはしない・させない・許さない」という意識をもち、登下校や放課後の児童を見かけた時は、声かけや見守りをする。

10 児童の取組

○先生の話や児童会の呼びかけを受け、「いじめはしない・させない・許さない」という態度で、規律ある授業・けじめのある生活をする。

○学級や学校生活の充実と児童会や学級での取り組み、進んで行う。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささやかな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
 - (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、机を離している等の観察
 - (3) 休み時間 : 独りぼっち「遊び」と称してからかいの様子が見られる等の観察
 - (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等の気付き
 - (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たされる等の気付き
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・10月・1月 ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行い、記録をとり保存する。学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを心と生活のアンケート等と重複しないよう実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
また、クラスの状況を学年会等で話し、学年で児童を見守る機会にする。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談の実施

- (1) 毎週火曜日を、教育相談日として設定する。
 - ① 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める
 - ② 学校だより、学年だより等による教育相談日のお知らせ
 - ③ さわやか相談室の活用
- (2) 2学期の当初の1週間を、教育相談週間として設定する。
 - ① 朝の業前の時間を面談の時間として設ける。
 - ② 学校便り、学年便りで保護者に通知する。
 - ③ 担任が学級の全児童と面談を行う。

5 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 民生委員及び主任児童委員から必要に応じて情報収集を行う。
- (2) 学校安全ネットワーク協議会 : 登下校の見守りの際、防犯ボランティア等から、必要に応じて情報収集を行う。
- (3) 学校評議員 : 学校評議員会において、及び学校評議員から必要に応じて情報収集を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長は、

情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会（臨時部会、以下同じ）を開催する。

○教頭は、

様々な教諭からの情報を集約し各々の対応や行動を把握する。

また、いじめ対策委員会の対応策をもとに保護者への連絡が必要な場合、電話連絡を行ったり、外部機関との連絡調整を行ったりする。

○主幹教諭又は教務主任は、

いじめられた児童やいじめを行った児童の情報を収集し（担任外の教職員からの情報）いじめ対策委員会に提供する。

いじめの対応に関わって自習時間を作らないように補教の計画を立てる。

○担任は、

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。次に学年主任に報告し、学年の方針に沿って、いじめを受けた児童の話聞いて、事実の確認をしたり、いじめを行った児童、いじめを知らせた児童等にも話を聞いたりして、情報収集を行う。そして、いじめ対策委員会で検討した対応策をもとに、いじめられた児童、いじめた児童へ適切な指導を行うとともに、学級指導を行う。

○学年主任は、

いじめを受けた児童に対して、担任とともに情報収集を行う。続いて、学年の担任とともに、いじめを行った児童、いじめを知らせた児童等にも話を聞き、情報収集を行う。その後、学年間での情報の共有を行い、いじめの全容を校長（教頭）に報告する。いじめ対策委員会で検討した対応策をもとに、学年の担任と、いじめた児童・いじめられた児童へ適切な指導を行うとともに、必要に応じて学年集会等で全体指導を行う。

○生徒指導主任は、

学年主任等の報告を受け、初期対応の確認をもとに、校長・教頭の指示のもと、緊急対策チームを招集するとともに、必要に応じていじめを行った児童の話聞き、情報収集を行う。今後の指導方針をいじめ対策委員会で決め、対応策をもとに、学年の担任とともに、いじめを行った児童に自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。また外部機関との連携を図る。

○教育相談主任は、

いじめられた児童の話聞き、心のケアを担当とともに行う。保護者対応など、担任をサポートする。いじめ対策委員会の対応策をもとに、必要に応じて、外部機関との連携を図る。

○特別支援教育コーディネーターは、

いじめの情報を共有し、背景や人間関係の改善を図る。いじめ対策委員会では、特別支援教育の視点からの配慮が必要な場合は、対応策に盛り込む。

○養護教諭は、

児童の訴えを受け止めて心の安定を図れるように努め、保健室を居場所にする等、教職員と連携して支援を行う。

- さわやか相談員は、
いじめ対策委員会の対応策をもとに、必要に応じて、いじめを受けた児童の心のケアや、保護者からの相談に応じる。また、人間関係の改善をサポートする。
- スクールカウンセラーは、
必要に応じて、いじめ対策委員会と連携を図り、人間関係の改善のための方策を検討する。
いじめを受けた児童や、保護者からの相談に応じる。
- スクールソーシャルワーカーは、
情報の提案応及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整などを行う。
- 保護者は、
家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校に連絡する。そして、学校と連携を取りながら、状況を理解し、いじめ対策委員会で検討した対策案をもとに、子どもに接する。
- 地域は、
いじめを発見、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。登下校時や放課後、見守りの体制を整える。
- 児童は、
いじめの疑いをもった場合には、担任や大人に相談する。いじめはいけないという姿勢を示し、学級全体で楽しく・気持ちよく過ごせるようにする。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づき対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合（3日）は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

（1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底：4月の職員会議で提案。全職員の共通理解を図る。

2 校内研修

（1）「わかる授業を進めること」

○授業規律：芝原小の学習規律（芝原小スタンダード）に基づいて、学校全体で規律ある授業が行えるようにする。 4月（職員会議）

○校内研修：児童の実態から課題を設定し、校内研修として学校全体で取り組む。（通年）

（2）生徒指導・教育相談に係る研修（校内研修）

○児童理解研修会：配慮を要する児童についての、児童理解に努める。 5月・2月

○生徒指導研修：生徒指導主任会等で研修を受けた内容を伝達するとともに、いじめや問題行動への対応や早期発見するための取り組み等の研修を行い、指導の共通理解を図る。 8月

○特別支援教育研修：配慮を要する児童や個別の支援を要する児童に対し、適切な支援や対応ができるように、研修を行う。 8月

（3）情報モラル研修：情報社会の中で生活している児童の実態を捉える。 8月

（4）「ネットいじめ」に係る研修の実施：「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応ができるように研修を行う。

（情報モラル研修または、人権教育研修に含む場合もあり） 8月

X PDCAサイクル

実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が実情に即しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間 : 各学期とする。

2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（1）いじめ対策委員会の開催時期 : 4月、10月、2月とする。

（2）校内研修等の開催時期 : 4月、5月、7月、8月、2月とする

さいたま市立芝原小学校いじめ対策委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法、芝原小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会の設置及び運営に関する基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 いじめの防止等の対策が、関係する機関及び団体の連携の下に適切に行われるために、学校にいじめ対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会)

第3条 委員会は、校長が主宰する。ただし、校長は、必要に応じ、教職員に委員会の運営を補佐させることができる。

(構成員)

第4条 前条の委員会は、次の委員をもって構成する。構成員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を防げない。

- 一 学校職員は、校長、教頭、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任及び生徒指導部員、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーターとする。
- 二 保護者の代表は、PTA会長及び副会長とする。
- 三 地域の代表は、スクールサポートネットワーク推進協議会長、学校評議員、自治会長、青少年育成団体代表、民生委員・主任児童委員代表、少年団代表、警察関係者とする。また、これら地域の代表と学校との連絡は、学校地域連携コーディネーターに行わせることができる。
- 四 各号の他、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師など構成員以外の関係者を招集できる。
- 五 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。